

令和7年度第1回沖縄県医療提供体制協議会 「脳卒中対策部会」

日時 :令和7年11月19日(水)19:00～21:00
場所 : 沖縄県医師会館2階第2会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 部会長の選出について

(2) 令和6年度進捗医評価（脳卒中対策）について

（質疑応答）

(3) 報告事項：おきなわ脳卒中・心臓病等総合支援センターについて

3 閉会

[配布資料]

(1) 会次第等

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 次第 | ・・・P1 |
| ② 構成員名簿 | ・・・P2 |
| ③ 配席図 | ・・・P3 |
| ④ 沖縄県循環器病対策推進協議会設置要綱 | ・・・P4～P6 |
| ⑤ 沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱 | ・・・P7～P8 |
| ⑥ 沖縄県医療計画に関する施策評価実施要領 | ・・・P9～P10 |

(2) 【資料1】 令和6年度進捗評価（脳卒中対策）

(3) 【資料2-1】（様式1）個別施策一覧表

(4) 【資料2-2】（様式2）ロジックモデル進捗管理シート（脳卒中対策）

(5) 【資料3】 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業概要

(6) 【参考資料】 第8次沖縄県医療計画 施策の進捗評価について

(7) 【参考資料2】 脳卒中分野の評価及び今後の取組方針（前年度総合評価表）

県循環器病対策協議会（脳卒中対策部会）構成員一覧

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日

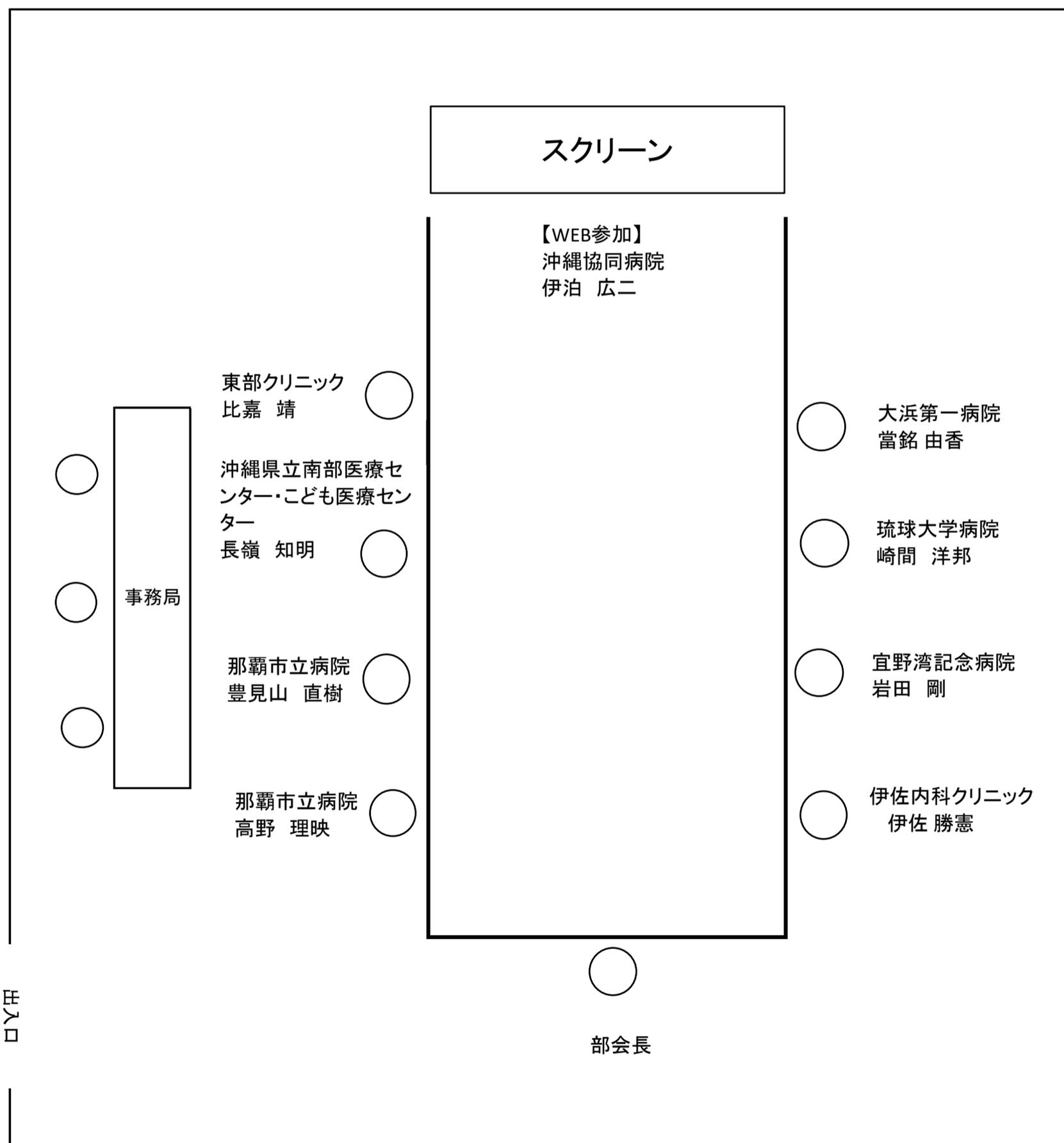
NO	氏名	職名	団体名	備考
1	伊佐 勝憲	院長	伊佐内科クリニック	現地参加
2	伊泊 広二	院長	沖縄協同病院	Web参加
3	岩田 剛	副院長	宜野湾記念病院	現地参加
4	崎間 洋邦	第三内科講師	琉球大学病院	現地参加
5	高野 理映	看護師	那覇市立病院	現地参加
6	當銘 由香	医療ソーシャル ワーカー	大浜第一病院	現地参加
7	豊見山 直樹	副院長	那覇市立病院	現地参加
8	長嶺 知明	副院長	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	現地参加
9	比嘉 靖	院長	東部クリニック	現地参加

(50音順)

令和7年度循環器病対策協議会(脳卒中对策部会) 配席図

日時: 令和7年11月19日(水)19:00~21:00

場所: 沖縄県医師会館 2階第2会議室



沖縄県循環器病対策推進協議会設置要綱

令和6年9月6日保医第408号

(目的)

第1条 沖縄県における循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第21条の規定に基づき、沖縄県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 県は、協議会の構成員から、次に掲げる事項について意見等を聴取する。

- (1) 循環器病対策推進計画に関すること。
- (2) 医療計画の脳卒中对策分野、心筋梗塞等の心血管疾患対策分野に関すること。
- (3) その他、本県の循環器病対策の推進に必要な事項に関すること。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから20人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 循環器病に係る保健、医療、福祉の業務に従事する者
- (3) 消防機関
- (4) 循環器病患者並びにその家族又は遺族
- (5) その他保健医療介護部長が適当と認める者

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の議事進行)

第4条 協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(協議会への関係者の出席)

第5条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、協議会に第3条第1項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会に別表に掲げる部会を置く。

- 2 県は、部会の構成員から第2条に掲げる事項について、意見を聴取する。
- 3 部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。
 - (1) 診療に関する学識経験者
 - (2) その他保健医療介護部長が適当と認める者
- 4 部会の構成員の任期は2年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会に部会長1人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の議事進行は、部会長が行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(協議会及び部会の開催通知等)

第7条 協議会及び部会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

- 2 保健医療介護部長は、協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。
 - (1) 協議会及び部会の日時及び場所
 - (2) 県が意見等を求める事項
 - (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(庶務)

第8条 協議会及び部会の運営に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

別表（第6条関係）

部会名
脳卒中対策部会
心疾患対策部会

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱

[平成 31 年4月9日 保健医療部長決定]

[令和6年7月 17 日 改正]

(目的)

第1条 この要綱は、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための計画である沖縄県医療計画（以下「計画」という。）における施策の進捗状況の把握及び評価（以下「施策評価」という。）に関する基本的な事項を定めることにより、計画を着実に推進することを目的とする。

(施策評価の対象)

第2条 施策評価の対象は、次のとおりとする。

- (1) 計画に定める指標
- (2) 指標の目標達成を図るために実施する個別施策

(施策評価の種類及び内容)

第3条 施策評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の施策の進捗状況の評価
がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療、及び及び在宅医療（以下「5疾病・6事業及び在宅医療」という。）について、施策の進捗状況の把握及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行う。
- (2) 中間評価
計画の3年目において、5疾病・6事業及び在宅医療その他必要な事項における施策全体の達成状況について評価を行い、必要に応じて施策の見直し及び計画を変更する。
- (3) 最終評価
計画の6年目において、計画に定める事項における施策全体の達成状況について評価を行い、次期計画の施策に反映する。

(施策評価結果の公表)

第4条 施策評価の結果は、県のホームページで公表するものとする。

(実施要領)

第5条 施策評価の実施に関して必要な事項については、別に要領を定めるものとする。

(制度の改善)

第6条 施策評価の方法については、必要に応じ改善を図るものとする。

(庶務)

第7条 施策評価の実施に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要領

[平成 31 年 4 月 9 日決定]

[令和 6 年 7 月 17 日改正]

1 趣旨

この要領は、沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、要綱第 3 条に定める施策評価に関して必要な事項を定めるものとする。

2 施策評価の実施時期

原則、前年度末までの実績について、毎年度 9 月を目途に施策評価を実施する。

3 評価の主な視点

- (1) 沖縄県医療計画（以下「計画」という。）に定める個別施策を着実に実施しているか。
- (2) 個別施策と取り組む施策（中間アウトカム）、目指す姿（最終アウトカム）に整合性はあるか。
- (3) 個別施策及び取り組む施策が目指す姿の達成にどの程度の効果をもたらしているか。

4 検証等の方法

(1) 毎年度の施策の進捗状況の評価

ア がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療及び在宅医療（以下「5 疾病・6 事業及び在宅医療」という。）の担当課（以下「担当課」という。）は、様式 1 を用いて、指標の目標達成を図るために実施する個別施策に係る取組の実施状況を取りまとめる。

イ 担当課は、様式 2 を用いて、指標の実績値（直近値）を確認し、実績値の推移から個別施策と取り組む施策（中間アウトカム）及び目指す姿（分野アウトカム）の整合性を確認する。

ウ また、個別施策の取り組む施策への貢献度及び取り組む施策の目指す姿への貢献度を分析する。

エ 担当課は、イ及びウの分析を踏まえ、様式 1 の個別施策の今後の展開方向を検討し、様式 2 のアウトカム達成に向けての評価及び今後の取組を整理する。

オ 担当課は、エの評価結果について県医療提供体制協議会に設置する部会から意見を聴取し、対応方針を整理する。

カ 保健医療介護部医療政策課は、担当課が行った評価結果について、県医療提供体制協議会及び地区医療提供体制協議会から意見を聴取する。

キ 担当課は、オ及びカの意見を踏まえ対応方針を整理し、施策評価の結果を取りまとめ、必要に応じて施策の見直しを行う。

(2) 中間評価及び最終評価

ア 計画の 3 年目において、5 疾病・6 事業及び在宅医療その他必要な事項について中間評価を上記(1)と同様に行う。

イ 中間評価を行う際には、3 年ごとに改定を行う介護保険事業（支援）計画及び

障害福祉計画と整合を図り、必要に応じた計画の変更を行う。

ウ 計画の6年目において、計画に定める事項について最終評価を上記(1)と同様に行い、次期計画の施策に反映する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。